



月刊Eニュースレター

Vol 1 第02号
2020年7月

ボトムライン

目次

- 直接税 2
- 間接税 3
- 会社法及び関連法 4
- CFO の展望 5
- M&A 5
- 弊社ニュース 6
- 用語集 7
- 当社概要 8

主要な指標

Indices 指数

BSE SENSEX	34,916	7.68%	▲
NSE NIFTY50	10,302	7.53%	▲
NASDAQ 総合	10,059	5.99%	▲
NIKKEI 225	22,288	1.88%	▲

Currency 通貨

米ドル	75.55	0.08%	▲
ユーロ	84.86	-1.13%	▼
英ポンド	93.68	-0.37%	▼
日本円	0.70	0.24%	▲

注記：2020年6月30日時点の前月比をパーセンテージで表示しています。注記：2020年6月30日時点の前月比をパーセンテージで表示しています。



直接税

通知・通達

所得税控訴裁判所においても電子出訴がまもなく可能に

所得税控訴裁判所(ITAT)は有効な税務サービス提供のために控訴への電子出願を導入します。電子出訴ポータルが発表され次第詳細なガイドラインも出る予定です。

ITAT 通知2020年6月1日

2020-21年度の新しい費用上昇指数

2020-21年度の費用上昇指数は301と発表されています。

通知 No. 32/2020-CBDT 2020年6月12日

新型コロナウイルス感染症によるさまざまな期限の延長

- 2020年3月20日から2020年12月31日までに期限が到来する特定のコンプライアンスの期日が2021年3月31日まで延長されました。そのなかには調査命令の発行、通知の発行、不服申立ての提出が含まれています。
- 2018-19年度の所得税申告の提出期限は、2020年7月31日までさらに延長されました
- 2019-20年度の第4四半期のTDSおよびTCSの申告は2020年7月31日まで延長されました
- 2019-20年度のTDS証明書の発行の期日は2020年8月15日まで延長されました
- 2019-20年度の80C条及び80GGC条に基づいて控除が認められる投資の期限が2020年7月31日まで延長されました

通知No. 35/2020-CBDT 及び プレスリリース2020年6月24日

CBDTはさまざまな期日を延長しました

単なる意見の変更に基づく調査の再開は無効に

納税者への税金還付を将来予想される納税要求と相殺する権利は当局には認められません

司法判断

単なる意見の変更に基づく調査の再開は無効に

以前の調査において既に対象となっていた問題で対象者が調査手続きに対してすでに適切な回答を提供していた場合に、その調査を再開するための手続きに関してAOから通知が発行されました。対象者が調査の通知に対して説明をすることを拒まなかった場合、その対象者は正当な対応をしたものとみなされます。この状況では148条に基づく通知は単なる意見の変更に基づくものであり、管轄に関係なくこれが当てはまると裁判所は判断しました。

Assistant Commissioner of Income-tax v. Marico Ltd. (Supreme Court)

正当な理由のない場合限定的な調査を完全な調査と読み替えることは認められません

CBDTの通知No.2016/5によると、AOが収入の過少報告の可能性があると合理的な見解を示さない限り、「限定的な税務調査」を「完全な税務調査」と解釈することはできません。裁判所によると、本件通知の目的は、AOの権限のもと、対象者を無差別に選び、質問をし、検査や残高の開示を強要するというのを防止することにあります。今回のケースでは完全な調査への

読み替えのための強力な理由が欠如していたため、調査の通知は無効とされました。

Dev Milk Foods Pvt. Ltd. v. Additional CIT (Delhi ITAT)

納税者への税金還付を将来予想される納税要求分と相殺する権利は当局には認められません

納税額から払い戻しが認められる場合、当局は未発生の納税要求と払い戻し分を相殺することは許されません。

Vodafone Idea Limited v. Union of India (Mumbai High Court)

罰則通知書に特定の主張を含めないのは無効ではない

裁判所は以前に、税務当局が罰則通知書には、納税義務者が不正確な情報を提供したのか所得を隠蔽したのかという点について当局の主張の内容を明らかにする必要があると判示しました。本件で裁判所は罰則通知書に特定の当局の主張がない場合でも調査命令が適正に主張を特定していればそれは有効なものとして見なされると判示しました。

Ventura Textiles Ltd. v. CIT (Mumbai High Court)

間接税

通知・通達

GSTR-1及びGSTR-3Bの提出に対する条件付き免除と延滞料

GSTR-1(2020年3月から6月分)及びGSTR-3B(2020年2月から7月分)の提出の遅延に対して条件付き免除が認められました。通達に記載の延長された期限に従って申告がなされた場合延滞料は完全に免除される一方で、利息はより低いレートである9%が課されます。延長された期限内に申告がされていない場合延滞料は元の期限日から適用され利息は18%が課されます。さらに2017年7月から2020年1月までの期間についてはGSTR-3Bが2020年7月1日から9月30日の間に申告されたことを条件として延滞料は最大500ルピーに制限されます。同様の上限は2020年2月から7月までの期間のオンライン申告にも適用されます。課税額がゼロの場合延滞手数料は発生しません。

通知No. 51, 52 & 53/2020 Central Tax 2020年6月24日及び 57/2020 Central Tax 2020年6月30日

様々な特定のコンプライアンスの一般的な期限延長

通知番号35 / 2020-Central Tax日付2020年4月3日によって提供された様々な特定のコンプライアンスの一般的な期限の延長は、2020年6月30日から8月31日までさらに延長されました。これには手続きの完了、通知の発行、申立の提出、回答の提出などが含まれます。この延長は2020年3月20日から8月29日までで予定されている特定のコンプライアンスに適用されます。

通知. No. 55/2020中央税2020年6月27

電子請求書の有効期限の延長

2020年3月24日までに生成され、2020年3月30日以降に期限が切れる電子

請求書(e-way bill)の有効性は更に2020年6月30日まで延長されました。

通知 No. 47/2020 Central Tax 2020年6月9

取締役の報酬に関するGST

カルナタカ州AARにおけるM/s Anil Kumar Agrawal をめぐる案件は中断されました。CBICによると、常勤取締役は従業員である場合とそうでない場合がある一方で、独立な取締役は従業員になることはできないことが明確にされました。報酬への課税は案件ごとに決められる必要があり、報酬が給与として所得税に基づくTDSの対象である場合GSTは適用されません。

通達. No. 140/10/2020-GST 2020年6月10日

裁判例/事前判示

SIPCの開発に関するITC

プロジェクトが不動産の建設のためのものである場合、そのようなプロジェクトに使用される物品、サービス、または作業契約サービスに関連する仕入れはCGST法第17条(5)の税額控除の対象となりません。税額控除の対象とならない支払いには様々なものがあり、プロジェクト管理コンサルティングとマーケティングコンサルティングサービス費用も含まれます。

M/s Deendayal Port Trust (AAR Gujarat)

移行クレジットの制限期間

最高裁判所はCGST規則の117に基づく以降クレジットを利用するための期間制限は義務ではないと判断したデリー高等裁判所の決定を停止しました。さらにデリー高等裁判所により各部門が2020年6月30日までにTRAN-1のオフラインでの提出とオンライン提

GSTR-1及びGSTR-3Bの提出に対する条件付き免除と延滞料

取締役の報酬についてGSTに関連する紛争は抑制されました



出の再開を受け入れるよう指示がなされました。

Union of India v Brand Equity Treaties Limited & others (Supreme Court of India)

加工前の製品の販売の場所

加工前の製品を受領者の工場のゲートで提供したものの、それが他州から輸送されたものであった場合、その商品の移動はその他の州で完了したものとみなされます。その結果、供給場所は他の州であったこととなり、州間取引としてIGSTの対象となります。

M/s Penna Cement Industries Limited (AAR Karnataka)

企業及び関連法

2013年会社法に基づく救済

- 年次財務諸表の承認、合併、分割、吸収、買収に関する取締役会報告書の承認のための取締役会は2020年9月30日まで VCまたはOAVMで行うことが可能となりました。

通知 No. 304 MCA 2020年6月23

- VC、OAVM または郵便投票を通じて臨時株主総会を実施可能とする期間が2020年9月30日まで延長されました。

通知 No. 22/2020 MCA 2020年6月15日

- 独立取締役のデータバンクへの参加を希望する人の申告期限は2020年9月30日まで延長されました。

通知No. 305 MCA 2020年6月23日

- 2020-21会計年度中に預金される20%の預金補償準備金を積立すること、期限の到来する社債の15%を特定の方法で投資または預金に充てることに関して、期限が2020年4月30日から9月30日まで延長されました。

通知 No. 24/2020 MCA 2020年6月19日

- 費用の変更や負担につながるフォームの申告に関する期限の緩和のスキームが導入されました。これにより、費用の負担や変更に関する特定のフォームの申告の提出の遅延が許容されることとなります。

一般的な通知 No. 23/2020-MCA
20206月17日

MSMEセクターの変更

- 投資額と売上高の2つの基準を用いるMSMEの分類が導入されました。企業が投資又は売上高のいずれかの上限を超えた場合現在の分類が変更され、より高次のカテゴリに分類し直されることとなります。

Gazette Notification S.O. 2119 (E)
dated June 26, 2020

IBC上の対策

2020年3月25日から9月25日の間に発生したいかなる債務不履行も、CIRPに基づく申請の受け付けが一時停止されます。さらに当該期間に関する申請出会った場合当該期間の後のいずれかの日に提出された場合であっても有効となりません。

法務省令.No. 9/2020 2020年6月5日

COVID-19禍に鑑みてMCAによって発表された救済

MSMEとして分類するための2つの基準

指定された期間中はCIRPのもとでの債務不履行の申請の受け付けはしません



の展望

上場企業は2020年3月31日に終了する四半期・半期・年度の決算報告の提出期限が2020年7月31日まで延期になりました

継続的な改善の流れがインドの新規投資の促進に役に立つとの見解をCIIは表明

SEBIは上場企業の決算報告期限を延長

現在も続くパンデミック、ロックダウンおよび企業が直面する営業上の困難を考慮してSEBIは2020年3月31日に終了する四半期・半期・会計年度の決算報告の提出期限をさらに1か月延長し、2020年7月31日までとしました。

CIIはインドでビジネスの容易性を向上させるための重点領域を提案しました

自立したインドという地位の獲得のためにCIIはビジネスの容易性を向上させるための主要な措置を特定しました。数多くの提案の中のいくつかはMSMEに関連したものがあり、例えば3年間は州法に基づく調査や承認の対象としないこと、及び、物品追跡記録を有するMSMEの承認の自己有効化ルート等が含まれていました。CIIのレポートには中央窓口にて財産登記と土地の取得を簡素化し、労働規制の順守と複数の検査の一元化を促進することが提案されました。その他の提案としては、裁判所の審議をスピードアップするためのオンラインの裁判手続き、電子税申告、自宅勤務の提案、及び法廷外での紛争の解決のための代替的紛争解決手段の提案、そして鉄道と水運のシェア拡大を促進するために始発点と終点の接続の改善に焦点を当てることの提案等でした。

合併と買収

各企業の未来はもはや今までの過去の業績を反映したものでないことを利害関係者が理解し始めたためバリュエーションとデューデリジェンスの基礎情報が見直される必要があります。

M&Aとデューデリジェンスへの新型コロナウイルス感染症の影響

現在の新型コロナウイルス感染症の流行は健康への危機だけでなく経済への危機でもあります。ビジネスやビジネス環境が明確に変化しており合併や買収の局面でも困難をもたらしています。各企業の将来はもはや今までの過去の業績を反映したものではないと利害関係者が理解し始めているため、バリュエーションとデューデリジェンスの基礎情報が見直される必要があります。弊社の見解ではCOVID-19禍の後の事態ではCOVID-19の影響とともにそれに対する経営陣の対応も考慮に入れてデューデリジェンスが行われる必要があります。

デューデリジェンスを実行する時間と方法が影響を受けることに鑑みて、考慮する必要がある重要な問題のいくつかは以下の通りです；

- COVID-19に関連する法規制の遵守及び財政支援やその他の政府プログラムへの参加。
- そのような財政援助または救済プログラムにおいて受け取られた措置に関する会計処理
- 経営陣の評価と行動計画に基づく収益への短期と長期的影響
- 収益の再調整とコスト削減策を基にした今後の正常化された収益性
- 貸倒引当金、ロックダウンによって滞留している棚卸資産、関連する陳腐化評価損や品質低下評価損等、を念頭に置いた運転資本の要請
- 事業継続のための短期および長期の資金調達の手続きへのアクセス
- サプライチェーンへの影響、依存性、利用可能性と代替品へのアクセス
- 不可抗力条項、契約違反の有無、契約違反COVID-19によって引き起こされたか、という観点からの締結された主要な契約のレビュー
- 従業員の安全性、リモート作業に関する従業員のポリシー、リモート作業のためのITインフラの状態及びそれに関連するコストを考慮してのビジネス継続性を計画し。
- サイバーセキュリティとデータプライバシーの取り扱い

現在のビジネスシナリオではデューデリジェンスには確固とした手順と売手と買手の両方を保護するための十分な保護条項、利益の確保等に関して取引関連文書を注意深くドラフトする必要があります。これらは現場でのデューデリジェンスに関する規制やデジタルデータルームと相まって、今後のデューデリジェンスの方法に永久的な影響を与えるものです。

ニュースの抜粋



ウェビナー

6月11日、Ajay Sethi取締役パートナーはロンドンの法律協会から「COVID-19禍の困難 - インドと英国の比較と対照」にウェビナーのスピーカーとして招待されました。ここではインドの経済状況とインド経済の見通しについて話しました。

6月11日と12日にSCSグローバルと共催で2つのウェビナーを日本語で開催しました。1つは日本インド協会、もう1つは横浜インドセンターのため、「COVID-19禍のインドにおけるビジネス」と題したもので、インドで営業する日系企業のためにインドにおける課税と金融規制について詳述しました。

パートナー兼バンガロールヘッドである D Ramprasadは6月27日のライブインタビューでバンガロールの勅許会計士であるRaghukumarと共に「ビジネスにおけるマインドセット」と現在のビジネスの状況について話しました。

パートナーによる記事

[タクストラアイシア:優先株についてセクション56\(2\)\(viib\)の適用可能性の解説](#) 6月4日

著者: 税務部門パートナー Bikramjit Singh Bedi、税務部門マネージャー Jyoti Gupta

[インドがより自立した国になるまでには10年かかる](#) 6月27日

ビジネスアドバイザーサービス部門パートナー Himanshu Srivastava とのインタビュー

この面接ではヒマンシュがインドの製造業の可能性と必要なものを検討し、国外からの輸入への依存を減らすことができると話した。

[ロックダウン後の物流会社](#) 6月29日

著者: 監査部門パートナー Prateet Mittal、監査部門シニアマネージャー KP Sundriyal

この記事でPrateetは物流空間と物流部門の企業が今後克服する必要がある課題を分析しました。



We launched our COVID-19 resource curated to help our clients navigate the complexities brought about by the Pandemic.

[Click here to know more](#)

用語集



AAR

Authority for Advance Ruling

AO

Assessing Officer

CBDT

Central Board of Direct Taxes

CBIC

Central Board of Indirect Taxes and Customs

CGST

Central Goods and Service Tax

CGST Act

Central Goods and Service Tax Act, 2017

CGST Rules

Central Goods and Service Tax Rules, 2017

CII

Confederation of Indian Industry

CIRP

Corporate Insolvency Resolution Process

FY

Financial Year

GST

Goods and Services Tax

IBC

Insolvency and Bankruptcy Code, 2016

IGST

Integrated Goods and Service Tax

ITAT

Income Tax Appellate Tribunal

ITC

Input Tax Credit

ITR

Income Tax Return

M & A

Mergers and Acquisitions

MCA

Ministry of Corporate Affairs

MSME

Micro, Small and Medium Enterprises

OAVM

Other Audio and Visual Means

SEBI

Securities and Exchange Board of India

SGST

State Goods and Services Tax

SIPC

Smart Industrial Port City

TCS

Tax Collected at Source

TDS

Tax Deducted at Source

VC

Video Conference

お客様からのご意見は大変貴重なものです。お気づきの点がございましたらご連絡をおねがいいたします。

連絡先: editorial@asa.in

当社概要

弊社は企業戦略、監査、税務専門家、金融及び市場解析等全てのサービスを提供致します

サービス

- 会計とビジネスサポート
- 監査
- ビジネスアドバイザー
- 税務
- トランズアクションアドバイザー

地域ごと特性及び分野ごとの専門に特化したチームが組織され、専門的知見と経験を豊富に有するリーダーがこれを率いています。そして、インド全土に質の高いサービスを提供することが可能です

弊社の強みは人、プロセス、そして専門生です。



本社

ニューデリー
Aurobindo Tower
81/1 Third Floor Adchini
Aurobindo Marg
New Delhi 110 017 INDIA
T +91 11 4100 9999

アーメダバード
306 - B, Pinnacle Business Park
Corporate Road, Prahlad Nagar
Ahmedabad, 380 015 INDIA
T + 91 79 4891 5409

バンガロール
Level - 2, Park Square
No.150, 36th Cross
Jayanagar 7th Block
Bengaluru 560 082 INDIA
T +91 80 4151 0751

チェンアイ
Unit No. 709 & 710,
7th Floor 'Beta Wing'
Raheja Towers, New Number 177
Anna Salai, Chennai 600 002 INDIA
T +91 44 4904 8200

グルガオン
Times Square Fourth Floor
Block B, Sushant Lok 1
Gurgaon 122 002 INDIA
T +91 124 4333 100

ハイデラバード
Ammaram Unnathasan Reddy Tower
H No 1-11- 301/3 Ground Floor
Gagan Vihar Begumpet
Hyderabad 500 016 INDIA
T +91 40 2776 0423

コチ
Pioneer Tower
207-208 Second Floor
Marine Drive
Kochi 682 031 INDIA
T +91 484 410 9999

ムンバイ
68 Filmcenter
C-34 Third Floor
J Dadaji Road Tardeo
Mumbai 400 034 INDIA
T +91 22 4921 4000

全国的な提携オフィス
チャンディガール、コルカタ、ブネ、ヴィンヤカーパットナム、ネパール

www.asa.in

700人のプロフェッショナル社員

6000の顧客

60+ヶ所の事務所

32人のパートナー及びディレクター

29年の経験

インド国内で8ヶ所の重要拠点にパートナー事務所があります。

インド国内の18ヶ所と海外で提携する6ヶ所の拠点が一緒になってグローバル基準とロカールの専門的知見を提供致します。



免責事項: この資料の情報は確実に精査されすべての情報が信頼できる情報源に基づいており、正確です。ただし、この資料は法律、税務、会計にその他に関して専門的な助言を提供するものではありません。特定の問題に対する対応を開始する前に適切な相談を受けることをお勧めします。